

後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療制度の対象者

- ・75歳以上の人(75歳の誕生日から自動的に加入)
- ・65歳以上75歳未満で一定の障がいがある人
(市(区)町村に申請し、広域連合の認定を受けた日から加入)

- ・「一定の障がいがある」とは、身体障害者手帳に記載された障がいの等級が1～3級と、4級の一部、精神障害者手帳に記載された障がいの等級が1～2級、療育手帳に記載された障がいの等級がA判定の人などです。
- ・一定の障がいに該当する人の加入(障がいの認定の申請)は任意です。障がいの認定は、いつでも申請、撤回することができます。ただし、過去にさかのぼってすることはできません。
- ・生活保護受給者と、外国人で在留期間が3カ月未満などの場合は対象になりません。

令和4年度後期高齢者医療保険料の納め方

年間の保険料は7月に、「後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。

特別徴収(年金からの天引き)の人は…

今年度の4月・6月・8月の保険料は、昨年度の2月の徴収額と同額が年金から天引きされます(仮徴収)。4月から新たに特別徴収になる人には、4月中旬までに「後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書」を送付します。4月・6月・8月の1回当たりの徴収額は、前年度の年間保険料の約6分の1の額です。

普通徴収(納付書、口座振り替え)の人は…

7月から保険料を納めていただきます。原則として、年金額が年額18万円以上の人には、一定期間経過後に普通徴収から特別徴収に自動的に切り替わります(切り替え時期:10月か翌年4月)。

令和4年度の保険料の決め方

保険料額(年額)
66万円が上限

=

均等割額
54,000円
(被保険者1人当たり)

+ 所得割額
(総所得金額等 - 43万円(基礎控除))
× 所得割率 10.26%

- ・保険料は、被保険者一人一人が納めます。また、保険料率は2年ごとに見直され、熊本県内は均一です。

保険料の均等割額の軽減

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等 ^{注1} の合計額	均等割額の軽減割合
基礎控除額(43万円) + (10万円 × (給与・年金所得者数 ^{注2} - 1)) を越えない世帯	7割軽減
基礎控除額(43万円) + (28万5千円 × 世帯の被保険者数) + (10万円 × (給与・年金所得者数 - 1)) を越えない世帯	5割軽減
基礎控除額(43万円) + (52万円 × 世帯の被保険者数) + (10万円 × (給与・年金所得者数 - 1)) を越えない世帯	2割軽減

^{注1} 専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前の額です。年金所得については、15万円を控除した額で判定します。

^{注2} 給与収入が55万円を超えるか、年金収入が125万円を超える(65歳以上の場合。65歳未満は年金収入が60万円を超える)人の合計。